

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | 「働き方改革法」の概要①

[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

「働き方改革法」の概要①

2018年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革法」という）は、2015年に提案された労働基準法改正案を廃案とし、2015年案に長時間労働の是正の強化策を加え、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目的としたパートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正など8つの法改正が一括法案として、上程され、成立したものである。

当初、予定されていた「企画型裁量労働制の適用範囲の拡大」は、法案提出の根拠となった厚労省の労働時間調査に重大な不備が指摘され、今回の法案からは削除された。

しかし、これまで労働基準法第4章で定められる労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する適用が除外となる、「特定高度専門業務・成果型労働制」（以下「高度プロフェッショナル制度」という）が新設されるなど、戦後労働法にとって70年ぶりの大変革が行われた。

改正労基法関係はもとより、パート有期法関係においても、その法律順守に向けて万全の態勢で臨まなければならない。

訴訟リスクにとどまらず、いずれの制度にも、厚労省による企業名公表制度や罰則規定が設けられている。一向に改善されない長時間労働による過労死事件や、少子高齢化を食い止めるために結婚して子どもを設ける家庭生活を営めない非正規労働者の処遇改善を目指すことなど、「働き方改革法」の目指すべき社会像に期待する声も大きい。

リスクの高い「高度プロフェッショナル制度」に注意を払い、長時間労働の是正や公正な待遇確保につなげていく行動を労働組合に期待したい。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.